

## 〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(2)

小井土 守敏<sup>一</sup>・楠瀬 由夏<sup>二</sup>・小川 あかり<sup>三</sup>  
<sup>一</sup>大妻女子大学文学部日本文学科・<sup>二</sup>大妻女子大学大学院人間文化研究科言語文化学専攻日本文学専修

キーワード：平家物語評判、注釈、翻刻

## 抄録

『平家物語評判秘伝抄』全十二巻、二十四冊のうち、第三冊「巻第二之上」及び第四冊「巻第二之下」を翻刻紹介する。本稿は、「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(1)」（人間生活文化研究No.32、二〇二二）の続編である。『平家物語評判秘伝抄』は、江戸時代における『平家物語』研究の実態を知ろううえで重要な作品でありながら、現在本作品に簡便に接することができるテキストがない。本稿では、その本文の翻刻紹介を行う。『平家物語評判秘伝抄』研究、ひいては、近世期における「注釈」の研究に資するものである。

## 一 はじめに

架蔵の『平家物語評判秘伝抄』を翻刻紹介する。本書については、  
 「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(1)」（人間生活文化研究No.32、二〇二二）の「略解題」を参照されたい(一)。  
 漢字に置き換えている。

## 二 凡例

本稿では、『平家物語評判秘伝抄』の第三冊「巻第二之上」及び第四冊「巻第二之下」を翻刻する。翻刻に際して、以下の方針をとる。

1. 底本の表記を、ふりがなを含めて、現行の仮名、漢字に改める。漢字について、現行の漢字に置換可能なものは、一般的な
2. 底本には、現在の句読点にあたる印（小さなマル）が付されているので、それらを語法や文脈により、適宜「、」「や」「」に読み替えている。
3. 底本には、熟語の間に音読符（中央に縦棒）や訓読符（左寄せの縦棒）が付されているが、これを省略する。
4. 底本には、まれに書き入れが見られるが、本稿においては採用しない。
5. 行頭の文字下げや、内容による意図的な改行等の体裁は、底本に倣ったが、配字配行までは底本のままではない。

6. 丁変わりの表示は、底本の柱に摺られた丁数を用いている。ウェブ上で公開されている画像データとの照合に利するためである。なお、冊によつては、特に目録について、丁表示が空白の場合もあるが、そのままとする。

7. 底本が虫損等により判読困難である場合、国文学研究資料館の日本古典籍総合目録データベースに公開されている同版の画像を参照する。

### 三 翻刻

#### 平家物語評判秘伝抄巻第二之上目録

座主流

一行阿闍梨

西光被<sub>レ</sub>斬

小教訓

乞請

教訓

(白)

#### 平家物語評判秘伝抄巻第二之上

座主流

加賀ノ国に、座主の御坊領有。国司師高是を停廢するの間、其宿意によつて、大衆を語ひ、訴詔をいたされけれども、裁許なかりし故、山門の大衆御興をふり下し奉りけるによつて、この時の張本を召よせられ、重科に行るべしと聞えければ、天台座主明雲大僧正印鑰を返し奉つて、座主を辞し申されける事

評曰、よのつねの俗人などの上においては、此事訴詔有事、非道

(目録オ)

(目録ウ)

と云べからず。たとひ沙門のうへ(一オ)成ども、無学の愚法師は、かゝる事にあふては、上に訴申事、理とも云べし。然どもこの座主は、天台宗門の棟梁にして、法華の大導師に備り、其位すでに大僧正までのぼり給上は、天下の沙門の上官と成給へり。然ばたとひ見性大悟の徳なしと云とも、正法眼蔵の血脈をば相續有身也。然に此僧正、この御坊領を、師高といふ無道人、無法におしとどめけるとて、大きに憤て、かゝる天下の乱逆をおこし給事、いかんぞ誠の導師となすべけんや。夫仏法は、本来所領宝祿をたくはふる物にあらず。沙門(一ウ)は日中一時樹下一宿のもの也。然ども法師供養の為に地領なとをつけ給事は、是時の国王国司の方より付置給領地也。これは其時の帝善人にてわたらせ給故也。然に悪王の時には、是を召あげらるゝと云とも、さのみ憤べき事にあらず。仏者仏道だに正しく守、仏意にさへ達しぬる時は、金銀も地領も一切の宝其内に備り有て、更に不足なる事有べからず。然に末世の仏者は、仏法の商人となり、たゞ利欲をとらん事をむねとなせり。この心わづかにもあらば、いかんぞ誠の仏法を心得(二オ)べけんや。故に末世には経論のみを覺たる人をば、能仏法しやとなして、大寺伽藍の住寺となし来れり。たとへ一句一字をしらずといふとも、本性をさとりて其本性に、其身の行かなひぬる者をもつて、仏道の棟梁となす時は、仏一代の経説も、みな仏の本意に心得知て、仏道の本意二度天下に流布し、弥勒の出世にひとしかるべけれ共、末世に至ては其道悟人まれにして、邪法大きにさかんなるが故に、たとひ見性の人あれども、おし埋れて、終にむなしくなれり。故に末世の仏者を見(二ウ)給へ。其位は釈迦如来にひとしく、衣服は伝教大師にも

まさり、綾羅錦綉を身にまとふといへども、其心は無智の大俗人にひとし。故にかやうの事に逢ては、其道にまどひて、世間の凡夫とひとしくして、はからぬ訴訟公事をなせり。是文字をのみ学得て、仏法をしらざる証拠明ならずや。さればこの理は、如来の経々に詳に説給へり。法華経には、勸持品或は遺教経などに番也。今爰にしるすに及ず。然に僧正、一院の御機嫌あしきに憚給て、印鑰をかへさせ給事拙し。武士などにては、かゝる志をば、臆病(三才)第一のものとて、大きに嫌事也。たとひ讒者正義をかすめ、罪なき身を罪におとされ、死罪遠嶋に行ると云とも、少も恐憚事なく、其道を守て其心を変ずべからず。上よりして非道に、その官職をとどめらるゝ時は、其官を返すと云とも、其人の不義にあらず。然に僧正、己がかたよりこの官をかへされける事、眷と云に足す。然ども己が方より官職を辞するみち、一向なきにしもあらず。たとへばこの鶴川の寺領、他宗の領分にして、王道より非道に是をかすめらるゝ時、明雲僧正其事をなげき(三ウ)思召て、帝へ訴給ふといへども、王法よりこの諫を用給はざる時は、僧正位を辞して、寺を出給ふといふとも、却て其名もたかく、其威光も末代まで明なるべし。故に此僧正終には其名をけがし、最後までよからぬ死をなし給へり。このゆへに末代の沙門、この所によつて仏道の義を守給へ。

法皇、西光法師が讒言によつて、座主を重科におこなはるべきと、思召れける事

評曰、是明王にあらざる故也。いかんとなれば凡上として、下の訴訟をきく事一偏に心(四才)得べからず。両様の心と詞によつて、事の理非をたゞし、其実否を決べき事也。然にこの西光法師

と云ものは、正しくこの座主の為には敵対のもの也。其敵の申処を聞召れて、座主の僻事にのみ沙汰せらる事、是法皇の明王にておはしまさざる故也。又この座主は、一度法皇の御為にも受戒の御師也。しかる人を佞人の讒言を誠となされ、座主ににくみを思召さるゝ事、次のあやまり也。されば国郡の制法を出されて、万民の訴訟をきくべきものは、尋常のものゝ成へき事にあらず。其奉行人の心中(四ウ)利欲ふかくして、慈悲なく、心中かだまじき時は、其時の制法をうけぬるほどの人民は、苦多くして上下の心かだましきもの也。故に能々其人を糺べし。世上に刑人多して、籠獄のむねかずあまたとなる事は、かみの心中まがるが故也。全下の心悪き故にあらず。世に刑人すくなく、訴訟少き時は、其奉行の正き故也。故にこの二つをもつて、其奉行人の善悪をたづね給へ。世の末になるほど、かゝる道をうしなふ事安かるべし。末世に至ば世の制法弥妄になり、過人有時には、其事に付、よこあひのせんさくにかゝはり、多のものゝ苦べし。(五才)故に一事の悪をなすものあれば、よしなき者に至るまで、難義に及事有て、下の苦多かるべし。其上過人をせんさくするに、其科人の誤を聞出見出さんとのみ思ふが故に、とがなきものをも科におとし、是を籠獄に入置べし。しかれば日々に刑人かさなり、世の訴多して、奉行の心いとまなきまゝに、よしなき者を久しくいましめ置、いたづらに籠獄のうちにてむなくころし、万民の嘆をなすもの有べし。故に上古明君の時の奉行人は、節礼の日といへども、其君にさへ出仕をなさず、益て況私の遊興に日を送る事なく、二時の(五ウ)食をなすうちにも、世中の政を心にかけ、湯あび髪あらふうちにも、民の訴きたれば、湯かたびらを着し、

帯をしめながらも出て、其事をきゝたり。いかんぞ私の遊興に時をくらさんや。次には訴を聞事、其詔るものゝ心をきかず、詞をのみきく時は、弁舌よき者は勝、べんぜつ悪き者は負べし。又訴状をみて、其詞のみによつて、其事を決せば、文章のよきものは勝、文章の悪き者は負べし。故に其訴者の心根をきく時は、其申処の事、弁舌にてくらまさんと欲ると云とも、理非明に顯べし。故 其奉行人の(六才)心中を正して、この事を決し給へ。然ば末世と云とも、其世長久にして目出度かるべし。然に法皇小人の讒言を悟給はずして、却て理を非になし給ふ事、是末代の恥辱に非ずや。古人曰、詔をきく事我猶人のごとし。されども世に訴なからしめんと云り。

明雲僧正、座主を辞し申されけるに付て、鳥羽院の七の宮、覚快法親王、天台の座主にならせ給事

評曰、是天台の宗門、仏道の正理をとなく失が故也。先座主の位をおしおろさせ給事、根本は(六ウ)王道の非道より、おこりて、代々の寺領を召あげられ給ひ、剩神興に向ても弓矢を射かけ奉る事、是仏法を軽じ捨給が故也。其上一度は、法皇の受戒受経の御師と成給人を、むなしくすてさせ給事、是仏法を信敬無驗にあらずや。仏法すてに信敬なきゆへには、今覚快御位をつがせ給ひ、座主とならせ給へばとて、何の本懐と云べけんや。心有仏弟子は、此時弥上に訴べき事也。たとひ覚快こそ、無学小智におはしますとも、青蓮院の僧正行玄は、覚快の御師匠なれば、この時一往の訴詔なし給はざる事(七才)末代の恥辱にあらずや八条の中納言長方と申せし人、俗人にてわたらせ給ひけれども、此明雲僧正を、かくまでおしおろさせ給ふ事をなげき給ひて、法皇へ諫を

いれさせたまふ事をば、後代までも人は是を讃たり。然に一院この諫をも用させ給はずして、明雲を剩還俗させ奉り、俗名を付させ給ひける事、末代まで是を非道となせり。喩ば座主をにくしと思召時は、流罪にしよせらるゝまでなるべし。還俗せしめ給ひ、俗名を付などし給ふ事は、仏法をやぶり給ふ物なれば、如何ぞ天神池祇も(七ウ)是をなげかせ給はざるへけんや。故に後代の人主いかりによつて卒尔の刑罰を用給事なけれ。

陰陽のかみ安部泰親と云もの申けるは、かほどの智者の明雲と名をつき給事こそ心得ね。上には日月の光をならべ、下には雲有と難じける事

評曰、尤泰親が申処一分のことはりあるに似たり。然とも人の名によき文字を付てよしといは、仏法儒道も学文もいらず。たゞ名の文字をのみ専とし、商人職人も、名をのみ専として、其職をつとむべからず。されども名の字によつて、吉凶有べからず。只人の善心善事(八才)悪心悪行によつて吉凶あるべし。さればむかし釈迦の迦の字と達磨の達の字を取て、迦達と付たるもの有けれども、いかにも一生のあいた大愚人成けるためし有。又世のおさなきものにも、仙千代万歳などゝ名付るものあれ共、幼少にて死するもの有。又は福太郎富右衛門などゝ名付もの有ども、いかにも貧賤なるもの世に多。故に末代の人、名字をたのみて行迹を謹ざる事なけれ。必人間のよしあし、貧富は、たゞ人のをこなふ所の善悪にあり。古より陰陽師、おほくはかやうの事をとつて、愚人を誑事と(八ウ)なせり。さればこの明雲の二字、日月の上に置雲を下に置と申事、さのみくるしかるべからず。そうじて天地の定法、日月は上に有、雲は下に有こそ、天地の定理なるべ

けれ。又この字をかへしてみる時は、文の字にかへるべし。文は大道の惣名なれば、いかんぞ悪きと云べけんや。たとひ此座主不徳の人なりとも、すでにこの時天台の顕密兼覚にして、浄行持律の人なれば、定而一分の心得もおはすべし。故に泰親が申分正道にあらざる事を了して、末代にかゝる道を開悟有べし。(九才)

明雲僧正、ひえい山中堂の宝蔵をひらかれるに、種々の重宝どもの中に、方一尺の箱有。白き布にてつゝまれたり。一生不犯の座主、かの箱を開て見給ふに、黄色の紙に書ける文一卷有。これは伝教大師、未来の座主の名を兼てしし置れたり。我名の有処まで見給ひて、それよりおくをば見給はずして、本のごとく巻かへしをかるゝならひ也と、本書に有事

評曰、是大きにあやしき事也。然ども仏法には、深甚の威力有。我等不肖の凡夫なれば、争仏菩薩の智見に及ぶべけんや。されども(九ウ)かやうの事は、実すくなき道也。大師あながちに、末世に座主と成べきものゝ名を鑑給ひて、しるしをかれたるには有べからず。たゞ法師の名をあまた書付給ひて、末世に座主とならん者は、この名を次第に付へきとの遺戒成べし。若しからずは、それはしらかみにて有を、座主となる人は、巻物をひらいて、それに次第に、我々の名を書付て置事にて有べし。されば本書にも、我名の処まで見給て、くれよりおくは見給はずとあれば、この心をもつてさとり給へ。されども仏法に不思議の(十才)妙道有。是しかながら、我等のおよぶ処に非ず。故に口伝有べし。澄憲法印、座主の名残を惜給ひ、粟津の浦までをくらせ給ひければ、座主、その志の切なる事を感じて、年来独心中に秘せられたる、一心三観の血脉相承を、法印にさつつけられける事

評曰、それ釈尊大法輪を転じ給ひ、八万人の仏子をもうけて、一切の衆生をさいどし給ひけれども、伝道の時に至ては、全一物の与るものなしとみえたり。只心をもつて心をつたへて、更に他の事なし。故に頭陀の迦葉、花と(十ウ)拈じて微笑す。是即心印をつたふるしるしにして、其身即涅槃妙心を得たり。其外二十七祖、みなこの心を伝来れり。故に二十八祖に当て、達磨大師、以心伝心のおとろへ来る事をなげき、直に人の心をさして、本性をみせしめて成仏せしめ給へり。誠に如来の正法ならば、なにもものかつたへんや。若つたふる物あらば、是言句文字、又は威儀なるべし。しかれば是をいかんぞ得道正覚と云べけんや。是皆有相小乗の法たり。仏法に極意の伝受有と云ば、これみな本来正法にあらず。合箱のふたをあけ(十一才)て是をみせて、得道するがごとくなる事、全如来の法にあらず。仏法は人々大菩提の心をおこし、或おしへにまかせ、仏説にしたがつて、勸苦修行して、自心悟をひらくべし。如何ぞ五七日湯水のこりをかきて、精進をなしたればとて、仏法の極意をさとらしむる事かなふべけんや。是みな仏法結縁の為に、古の先徳、なし給ふといへども、末世には是を仏法の真実と心得、この伝受さへすれば、安々と仏になるとおもふとみえたり。されば末世は仏の道もおとろへ来、一部の経をよみたる(十一ウ)よりも、一へんの名号に利益ふかすと云事には、人の心かたふき安く、悟得道は上代の法也。末世には一偏の題目にはしかじといへば、人々安きに心かたふき、みな真実をうしなふと見えたり。一部の経にまさる一偏の名号なきにもあらず。されども其一偏と云事をしらざれば、万べんとなふるとも、一句の経にも及べからず。又喻万部の経をよみたりとも、迷乱

の心ならば、一偏の名号におとるべし。故に仏法、如来の内証をさとらずんば、いづれを是とし、いづれを非とすべけんや。みな夢の内の有無にひとし（十二才）故にこの段において、其理詳ならず。然共いにしへ、仏道にも伝るもの一向なきにはあらず。世尊は迦葉に金襴のけさを伝、其後よりの々相伝て、是を法の印可とせり。然とも是も法をさとりたるしに伝て、法をさとらしむるのつたへにはあらず。唐の六祖惠能大師までは、是を伝来といへども、末の世に至るほど、人の気情わだかまり、法道をばさとらずして、只是を伝て祖師とならん事をおもへり。故に人々、是を争によつて、六祖に至て是を隠し給へり。それより以来は、法を悟人をもつて（十二ウ）祖師となし来れり。然にいかんぞ心中にかくすつたへあらんや。殊に一心三觀の法ならば、人より受て知事かたし。自心自得にあらずんば觀法にはあらず。されば一心の所変は三千の依生有。一心みだれて三毒となり、三界三聚淨戒、三塗の地獄、或三寶三身の如来とて、さまざまに異なるたがひ有といへども、畢竟是一心の所変也。故、一即三、三即一。なれば、万法本来一如也。いかんぞ一心三觀に習事のあらんや。自覚他覚の所に眼を付て見よ。一心の外に方法なく、万法の外に（十三才）一心もなし。然に粟津までをくられけるとて、なぞ悟の道のつたふる事あらんや。悟は自心自得すべし。古人曰、水を呑で自心よきがごとしといへり。其上座主、我にしたしきとて大事をつたふるといはゞ、是順業にして依怙也。我におろそかなるとて、授べき事をもさづけざるは、是又逆業にしてゑこ也。順逆の二つはみな凡夫の心也。然は座主の心本意にあらず。但法印の志信実有によつて、其信実につたふるといはゞ、この法印悟

道の人にてなきが故に、是其文字言句威儀のみ（十三ウ）にして、実の仏法にあらず。故に兩人ながら悟道の法師にあらず。只是字文の法師たるべし。但この段易行念仏無智の功德あれども、事多きがゆへに是を略す。口伝有。

伝曰、山門の衆徒先座主を奪取奉らんとて、先山王へ神託を奉りけるは、衆徒の心を引みんが為、又は六はらへも法威の高き事をしらしめんが為に、謀有と云り。無動寺の乗円律師の召つかひける童に、鶴丸と云て、才覚弁舌達し、万ものまねの上手成もの有陰陽山伏のよりひめつくる真似など、度々（十四才）なしける事を知て、彼童をすかし、山王の乗うつらせ給ふといはせて、心のすまざる衆徒をかたふけると云り。されば智謀八万四千有といへども、かゝる策は尋常の才にてもちあがたし。如何となれば、威を神にかると云事、其仮給ふべき人、智徳なき時は、神の威光うつりがたし。然に末世の人、この道理をしらず。かゝる謀有と云事をきゝては、此策をもちあんと思ふ人有。其身智徳なくして、仏神をもつて己が威光をもとめんと欲すと云とも、却て、仏神の威光まで失事（十四ウ）有べし。故に能々この所に心を付て、神力仏力の己にうつるべき所の鏡有。是を明にして、策の道有事を悟給へ。あゝかなしひかな。末世の人、古の良將、かゝる謀を用たる事をきゝては、神仏をたぶらかすと思ふと見えたり。仁義をたすくる心得にあらずんば、権謀を用たり共、必其身の禍となるべし。故にこの所に兵道の伝説有。信力をはげまし、得悟し給へ。

三千の衆徒、あはづまでおひかけ奉り、座主をうばいたてまつりける事

評曰、是いづれも血氣の勇にして、沙門の（十五才）本意にあらざ。実や世語にも、理もかうずれば非にかへるとは、かゝる事なるべし。この座主罪なくしてかゝるめにあひ給ふ時は、弥時の非道にまかせ、沙門の道をたゞして、其ときをまつべし。然に勅勘によつて流されさせ給人を、私としてうはひとり奉る事、是王法をやぶる罪有。却而山門の僻事となれり。されども座主、あはづにて衆徒にあはせ給ひ、われ三台槐門の家を出て、四明幽溪のまどに入しよりこつかた、広く円宗の教法を学して、顕密両宗を学、只我山の興隆をのみ思へり（十四ウ）又は国家を祈奉る事もおろそかならず。衆徒をはごくむ志も深かりければ、両所山上定て照覽し給ふらん、身に誤なくして、無実の罪によつて遠流せられん事、世をも人をも神をも仏をも、うらみ奉るかたなし、誠にはるくとは是まで訪来給ふ、衆徒の芳志こそ生々世々報し尽がたけれと宣事、是流石に座主と申べき人の金言たるべし。此人の一代の名言、この一言にしくへからず。故に末代の人、難にあひ、時に隨て心をくらす事なかれ。心くらす時は必、詞正しからず。詞正し（十六才）からさる時は、必末代に至て其名を穢べし。然に山門の衆徒、この座主をうばひとり奉り、大講堂の庭に御輿かきすゑて、僉議しけるは、抑我等粟津に向て、座主をばうばひとり奉りぬれども、勅勘を蒙らせ給ひ、遠流せられ給ふ人を、貫首ともちる申さん事、如何有べきなど、申事、中々おろかと云にたらず。などかほどに思ふならば、以前に粟津へまいらざる時に思案なきざりけるぞや。故に始終戒浄坊の阿闍梨祐慶が申分を本意となすべし。たとひこの事によつて禁獄流罪に及、かうべ（十六ウ）をはねらるゝと云とも、是今生の面目冥途の思出なる

べしと申ける事、是真実仏の本意にあらずといへども、この時に至てはほとけ悪み給ふべからず。故に沙門も能、義の道を心得知て、末世濁乱の衆生を教化すべし。

#### 一行阿闍梨

むかし唐の一行阿闍梨は、玄宗皇帝の御持僧にておはしましけるが玄宗の後、楊貴妃に名を立給へり。大国も小国も、人の口のさかなさはあとかたもなき事なりしかとも、其うたがひによつて、果羅国へながされさせ給ふ。件の国へは（十七才）三つの道あり。輪地道とて御幸道、幽地道とて雑人のみち、暗穴道とて重科のものをつかはず道也。かの一行は重科の人なればとて、暗穴道へながしける事

評曰、それ沙門は、女人と同座せず。一棟の家に臥さず。かりにもおなじ畳に居ず。手づたへに物をとらず。是仏のいましめ給ふ所也。然に末世には、それは小乗の法なりといひて、女人と同座する事多し。大乘と云とも、此事をばゆるし給はず。法華安樂行品に曰、ひとり屏するところにて、女人のためにほうをとく（十七ウ）事なかれ。又曰、女の為に法を説時は、齒をあらはしてしらまざれと云り。然にこのあじやりも、かくのごとくの心得おはしまさば、此難には相給ふべからず。たとひ心中清明也と云とも、其人の行迹、正しからざる時は、必一旦の難を受る事有べし。然ども玄宗皇帝、聖明の智有人ならば、事の実否をよく正し給ふべし。たとひこの僧、この誤有と云とも、穩便の沙汰有べき事也。若此事世に露顯して、さしをくに所なき時は、楊貴妃とも、罪科に行べし。故に是非政の法とすべし。この故に後世の人、僧俗（十八才）によらず。心にくもりなければとて、礼に違有様なす事なかれ。

## 西光被斬

新大納言成親、平家ほろぼすべき企のために、多田蔵人行綱に、さ  
まづのまいないをとらせ、かたらひ給ひけるに、行綱、平家にか  
へり忠を成、終この事もれきこえ、日来の企徒になる事

評曰、この段以前鹿谷の句にて評するによつて爰に詳ならず。

只この所にては、清盛の振舞を判する物也。この事返忠の者有と  
云共、清盛才徳有人ならば、是ほどに驚さはぐべからず。(十八  
ウ)いかにもひそかにして、先其張本をからめとり、暫是を禁  
獄して、次にみかたの軍兵を揃、不慮の事あらん時の約束を定而、  
軍の法令をしめしあはせ、弥天下の武威を長じ、上下の心を  
傾給ふ、策をめぐらされば、敵、弥氣をうしなつて、平氏

の世、長久なるへきに、しかる思慮もなく、そのかへり忠をなす  
ものゝ実否をも証明せずして、あはて、ふためきて軍兵を、あつ  
めらるゝ事、是不覚の至りとすべし。敵兼てよりたばかり事なら  
ば、いかなる謀か有べき。いかにもしらざる体に饗、(十九  
オ)先敵の張本を召とるべき事也。若敵の方よりも、清盛の内証  
に、間士を入れて置、日々の有様をきかしむる時は、却て大事とな  
るへし。是兵法の本意にあらず。次に安部資成をもつて、院の御  
所へ参、謀叛人有て、平家ほろぼすべき企有よしを申させける  
事、是又よろしからず。次に西光法師をめしとられけるに、清盛、  
西光法師にあひ給ひて、様々の悪口有て、面をふまれける事、是  
又武將のふるまひにあらず。譬西光をからめとると云とも、礼義  
を尽して、此(十九ウ)事をたづねとはるゝ時は、西光却く辱つ  
べし。其上にて、事の是非を正して、道理を尽て是を罰せらるゝ  
時は、見聞ほどの者もその理をかんじて、弥西光をにくみ、平家

にしたしむべし。故に一人罰して万人恐、一人賞して万人よろこ  
ぶがごとくに行べきもの也。次に法皇、このたび平家をほろぼす  
べき跋有ながら、山門を責給ふべきとの思召立は、是法皇御不覚  
たるべし。但この事にことよせ、平家亡されんと、策有とも見  
えたり。しかれどもこの事、兼ての謀ども本意にあらず。このゆ  
へに今(二十オ)更よしなしごとくなれり。故に源の頼朝、平家  
亡給ふべき謀にて、良將の大謀を悟給へ。古人曰、罪を天  
に得れば祈に所なしといへり。このゆへに西光終に害せられたり。  
このところによつて、始に評する天台の仏子、又誤所有事を察  
し給へ。手を出さずして罰する道にあらざれば、沙門の罰とは申  
がたし。故に後世の人、徳をもつて人に勝事を専とし給へ。

多田蔵人行綱、一度謀叛にくみして、又平家に返忠をなしける事

評曰、かやうの者をこそ、人の皮を着たる畜生と(二十ウ)云な  
れ。たとひ此事非道なりと云とも、一度其事に与しぬる上は、胸  
をさかれ筋をぬかるゝと云とも、其約束を変すべからず。されば  
もろこしに田光先生と云もの有。荊荷といふものに、謀叛の道を  
かたらはれけるに、我は年よりぬれば、かるひがたし、よき人を  
かたらひまいらせむと申ける時、荊荷、田光が心をうたがつて、  
この事もらし給ふなど申ければ、自頭を、すもゝの木にうちつけ  
て死しけるためし有。故にこの人をばもろこし我朝にても、賢人  
なりとして、其名世に淨し。然に行綱、一度の約を変じて、返  
(二十一オ)忠をなしける事、いかんぞ武門の心となすべけんや。  
たとひ又返忠をなすと云とも、天下万人の為となるべき時は、ゆ  
るす事有べけれども、是は其身一人の利を貪、欲道によつて返  
忠をなしけるが故に、却て其身の悪名を得たり。故に大事を計に



至ては、先我心中に、天下の始終を察し、徳人を近付てその日をえらひ、人をとをぎけて其趣をしめし合すべし。若其徳人、其策に組せざる時は、其事用する事なく、其人の謀にしたがふべし。その徳人組する時は、扱それ／＼の諸將に（二十一ウ）約して、一言詞を發するに及ては、時刻を移さず速に其謀をもちゆべし。其上、人を用るに種々の人情多し。されば太公曰、仁者と義者と忠者と信者と勇者と謀者と、此六つの者を察して、其心を悟て是を用よといへり。先其者を富貴にすべき事有て大禄を与れども、其者私の驕に費さず、人を憐施則、仁有者としるべし。其者を高官にすべき事有て位をすゝむれども、そのものたかぶり奢事なく、下を憐礼義ふかくは、義有ものと知べし。或は地頭代官等に成（二十二才）ぬれども、少も私なき時は、忠有ものとしるべし。或は近く召つかふに、万事を任尋みるに、少もかくさざるときは、信有ものと知べし。或はちかくめしつかひ、難義の事を取行せみるに、少も苦気色なきは、勇有と知べし。或は一切の始終是非得失をたつねとふに、前後の利害をよく云分るは、智者と知べし。其上上古より兵道の秘伝に、人相四相の大事有。いづれも神妙の道なれば、小人を恐て愛にしるさず。かやうの心得なくして大事を沙汰する時は、必もれ安き物也。故に後世（二十二ウ）兵を用る人、この道を悟、次、止事なきの二字に仍、つはものを用る時は、百度戦と云とも、天必是に与すべし。

小教訓

清盛、新大納言成親に逢て、あまりに腹をすゑかねて、難波の次郎、瀬尾太郎に申付、あの大納言を庭に引おろし、取てふせ喚せよと下知せらるゝ事

評曰、清盛、成親にあひ給ふ時、御辺は平治にも誅せられ給ふべきを、大府が身にかへて申乞、命たすかり給ひしに、其恩のほど（二十三才）をもしらずして、当家亡べき跋は、何の意根やおはします、恩を知をもつて人とし、恩を知らざるをもつて畜生とこそいへと、宣ふ事、是尤理至極せり。然ども成親、すでに大納言の官位にのぼり、殊更法皇の御気色めでたくおはします人を、庭上に引おろして可責する事、是大政大臣など云べき人の成さしむる事にあらず。成親恩を知らざる畜生の類ならば、さのみ悪むべき事なし。是は平家を亡すべき事をたくまれば、これ天下の大事是に過たる事なし。故に平（二十三ウ）家の理を天下にあらはし、成親の非道を天下にしらしむる心得有て、この人をいかにも罰すべき道也。いかなぞ天下をみだすべき大敵などに向て、一旦の怒をおこして、其怒によつて罰を行べき哉。かやうの事は賤やまがつの老婆などの、嫉妬の心によつてあをなすにひとし。さればこの成親を、かやうに責たればとて、如何ぞ天下の者怖るの気ざし有べけんや。此故に非道の罰には人必恐べからず。貞観政要曰、国家の大事は只、賞と罰とに有、賞、道にかなふ時は、無功ものは自退き、罰、其罪に（二十四才）あたる時は、悪をなすもの誠に恐ゆへに、賞罰を輕行べからずと云り。されば入道殿、瀬尾、難波に申付られて、この人引おろしせめよと宣ふ時に、小松殿気嫌を憚て、左右なくよらざりけるにても、人を従ぬる威光を悟べし。荒き罰をあてをこなひ、怒て詞を高くすれ共、人心中に曾て恐ず。故に後世の屋主、怒ずして人よく恐、いはざれども人よく従道有事を悟給へ。

入道しきりに怒て申されければ、難波瀬尾両人のものとも、力およ

ばず、成親を取て引ふせて、(二十四ウ)りやうのみゝに口をあて、おめかせ給へと申ければ、彼大納言、二声三声おめかけける事

評曰、たとひ瀬尾難波兩人のもの、情をもつて声を出せと云とも、成親義を守人ならば、いかにぞこの時声を出すべけんや。我すでにまがれる謀をおこせし罪有。故に天我をせむ。全汝等が責にあらず。然は骨をきざむと云とも、如何ぞ声を出さんやと云て、只死をいそぐへき者也。故に人としては、第一生死の理をさと知り知べし。然時はさのみ最後みくるしき事有べからず。たとひ生死の理をさとらずと云共、(二十五オ)末代の家名をけかさじと思ふものは、是又最後に見苦事有べからず。然共良将の心得一にあらず。このたび声を出して其難を避、いかにも命を全して、一度又敵をかくのごとくにせん事を思ふ心得あらば、いかなる恥を受けても其命を助るべき道有。されは越王は敵の尿をさへ嘗たるためし有。然どもこの成親は、左様の心得有ておめかけたる人にあらず。只勇義なき故によつておめかけられたる人也。故に後代の人、心中に実を存時は、一切のなす事みなもつていさぎよかるべし。或人(二十五ウ)難じけるは、瀬尾難波兩人の者とも、成親の耳に口をあて、おめかせ給へと申けるは、不忠の心に似たりと云り。尤其理なきにしもあらず。然ども是不忠とは心得がたし。この糺明元来非礼の事なれば、さのみ進でなすべき事にあらず。却て仁と礼との少き端有に似たり。かれらさやうの理をしるものにあらざれ共、人の性元来天性たり。故に他人のなす非道をば、自其心に誤と知べし。故に他人の善悪をみては、己が身の徳となす時は、大道の学文、全文字書巻にあらず。心をめくらし(二十六オ)てこの事を修行し給へ。

去程に成親を、又件の座敷におしこめ参せて、きびしく警固しけるに、あはれ小松の大臣は、思召はなたじものをとおもはれける処に、小松殿はるかに日たけて、嫡子権亮少将維盛ばかりを車の後に乗せ、衛府四五人随人二三人召ぐして、軍兵共をば一人もつれさせ給はず、誠に大様げにおはしけるが、中門の口にて車よりおり給ふ処に、貞能つと参て、是ほどの御大事に、など軍兵をば一人もめされざりけると申ける事(二十六ウ)

評曰、よく兵を用るものはかくれたる事陰のごとく、顕たる事電光のごとし。故によく守ものは、九地の下にかくれ、よく責ものは九天の上にごく。されば小松殿の兵法、よく其備る所に備給ふによつて、人其そなへをしらず。是ほどの御大事に、軍兵をば召つられざりけると申ける、貞能が心の程愚と云に足らず。良将は門を出ずして天下をしり、窓をのぞかずして天道を知べし。故に事の始終を明にするが故に、不慮の事有といへども、俄に動転する事なし。小人は平生に暗くして、己が今日の威勢を(二十七オ)頼、安にのみ心ををくによつて、不慮の事有時は、俄に顛倒するもの也。故に智と愚との異なる事をさとらずして、兵法なと知べきものにあらず。末世の人々よからぬこせ事を集て、己を明也とし、敵を愚になして、其こせ事をもつて、軍に勝べきとおもふ人世に多し。是たゞ石をいだきて淵に入がごとし。兵法に曰、其攻所をしらしめざる時は、敵是をうたがつて守所多し。守所多則、備所の兵少。いかにとなれば、四方を恐て守ときは、四方の兵なれども、一方に一万づゝ分べし。故に良将是を責るに、敵の守ら(二十七ウ)ざる所にむかふが故に、向て戦ふ所の敵少し。是其謀によつて、四方の敵を分て一万と成せり。さ

れども三方難所にして、敵みかた不通の道なる時は、責べきところたゞ一方なるべし。この時いかんがして、敵の兵を分べけんや。愚将も愛にいたり、良将も愛に至るべし。然とも敵を責るの心得全さやうにあらざ。良将全其地形をのみたのまず、只敵のおもはざる時に向て是を攻。故に敵は分て十手と成、我は一手となるときは、我十手をもつて敵の一手をせむ。この故に石をもつて卵のうち（二十八才）に打入るがごとし。故に兵法、心の中に備所有。此理を知らずんば、兵の変化知べからず。心を廻して悟給へ。口伝有。

成親、小松殿に逢給ひて、平治にも既に誅せらるべかりしを、御恩をもつて首をつがれまいらせ、剩正二位の大納言まで経あがつて、年四十にあまり候、御恩こそ生々世々にも報し尽がたく候へども、今度も亦かひなき命を助させおはしまさば、出家入道仕り、いかならん片山里にも引籠、後世ぼたいのつとめをもいとなみ候はんと申されける事（二十八ウ）

評曰、小人かくれ居て悪事をなし、君子をみて其悪事をかくして、善事を顕さんとほつす。君子、人の心をみる事は、人の腹中をみるがごとし。然に愚人この理をせず。己が心にたくらべて、明なるをたぶらかさんとほつす。却て己が悪事を重るがごとし。故にこの成親、只今小松殿に宣ふ事、みな是其恥をかさぬるがごとし。年来の厚恩生々世々忘れがたき事を知給ならば、などや、宗盛に位を越られたるを妬、平家を亡さんとせしや。小松殿さこそ拙思ひ給ふべけれ（二十九才）共、賢者は徳をもつて人を愛す。故に恩をもつて讐に報ず。この故にあた終につくるとみえたり。されば世の人、恩をもつて恩となすによつて、人に恨出来、其う

らみによつてあたをなす事有。故に古の恩も徒となれり。君子は恩をもつて恩とせず、讐をなすものにも、猶々恩をなすによつて、古の恩弥恩となれり。君子の徳終に小人に勝て、世にも其名高くし、上下其人に親む。故に時至て其志を達し、末代に至迄君子の名を得たり。今小松殿、大納言殿に（二十九ウ）逢給ひて、少も誤を恨給はずして、さり其命ばかりをば申うけまいらせ候べし、御心安おぼしめされ候へと申されけるにて、人々さとり給へ。人、なへて小松殿のごとくに、其名を末代までよばれたき心は有といへども、その名をよばれぬるゆへをは勤事なし。されば成親も、生甲斐なき命とおもひ給へばこそ、又今度もいきがひなき命、助られ候はゞ、出家入道をも仕べきと申されける事、是其恥少からざるもの也。故に今この評に善悪の二道有。いづれか其名を高くし、何（三十才）か其名をけがす。人々是を了見して、人間の道を守りおはしませ。

#### 重盛父入道殿へ教訓の事

評曰、日本武将孝子の太祖とも謂べき人也。父といふとも不義なる事有時は、子必争、諫べき事也。孝経曰、天子にあらそふ、臣、七人あれば、其君無道なれども其天下を失ず、諸侯に争臣五人あれば、無道なれどもその国をうしなはず、父にあらそふ子あれば身不義におちいらず、故に不義に当ては、父也といふとも子、あらそはずんばあるべからず、（三十ウ）といへり。古今の善悪を引て、因果の道理をもつて、父の心を怒しめざるがごとくに諫給事、是其身平生行迹正しくして、親にも貴み、重ぜられ給ふによつて、この時の諫をも父、背ずして受給ふ物也。されば末世の人、平生はその行迹正しからずして、親の不義なる時ばかり、

己が利功をあらはし、其氣に逆て諫をいゝが故に、父も是を用  
ずして、却て親子の間不和にして、不孝の道となせり。故に朝夕  
孝を心にかけば、己が心を正しくして、親にもおろそかに思れ  
(三十一才) ず。実をもつて父の諫をいれ給へ。故に後世の人々、  
この父子の間をもつて、其身の鑑となし、国家を治おはしませ。  
成親かくとならせ給ふよし、侍とも参て、北方に告申ければ、上  
下ためき悲て、思々に落行つゝ、一人も付しゝがひ奉る者なかり  
し事

評曰、香餌のもとには懸魚有。重恩の下には死夫有事、是みな其  
あたふる故有によれり。然にこの時に至て、一人も付従ものなか  
りける事、其主人の不徳なる驗なるべし。時の老臣近習の人々の  
恥有といへども、畢竟成親の(三十一才) 恥たるべし。成親不徳  
なるが故に、小人奸人をのみ取たて、常に愛し給ふによつて、こ  
の時に当て一人も難をすくふ者なし。さればかやうの有さまにて、  
如何ぞ天下の大事をば遂給ふへけんや。縦成親敵にとらはれ給ふ  
と云共、其老臣諸侍に至るまで、上下死を極其家を守て、枕を  
ならべて討死をするがごとくに、常々治給はずして、この謀叛遂  
事かなふべからず。其上かやうの大事をおもひ立時には、先その  
家にも賢才を集て、諸役を司どらしめざる時は、一切の智謀用事  
かたし。故 後世の(三十二才) 人主、大事を思立時は、先敵を  
はからずして、みかたを治おはしませ。

#### 少将乞請

成親の子息丹波少将成経は、其夜院の御所法住寺におはしませける  
が、門脇の宰相殿より、申つかはされたりけるは、今朝にし八条殿  
より、急度相具し奉れと、宣ひつかはされけるよし申されければ、

少將近習の女房達にあひ給ひ、父大納言、不慮の難に逢て、ゆふさ  
りきられ給ふべきよしなれば、成経が身とても同罪にてこそ候はん  
ずれ、然ば今一度(三十二才) 御前へ参して、君をも見まいらせ度  
候へども、かゝる身に罷成て候へば、憚多き事に存知候と申され  
ければ、女房達、御前へ参て、この由角と申ければ、法皇、さるに  
ても今一度と仰られよるにより、少将御前へ出られけれども、互に  
御泪のみにて、させるおほせもなかりける事

評曰、事況に急難に及といへども、君の事を思ひ出て、今一度見  
参に入度由申されける事、是忠義の道にかなへり。然とも君臣見  
参の時に、させる言の葉もなく、(三十三才) 泪ながらに立別給ふ  
事は、はかなき有様成べし。如何となれば、日来大事を策合給故  
なれば、是に付ても、弥事の始終、君の御為も恙なからんやう  
の評義有べき事也。然ども近習の耳目を憚思召けるやらん君臣の  
心悟がたし。故にこの評審ならず。

#### 門脇の宰相殿、少将成経を乞請給ふ事

評曰、この人親子のちぎり有人なれば、縦入道清盛へ逆心有人な  
りとも、一往は申こはるゝ事理なるべし。然とも天下万民の害と  
なる人ならば、縦実子なりとも、思離すべき事也。少(三十三  
才) 將其身の命、宰相殿乞請給ふ由を聞て、父成親の御事を聞召  
我命の借きも、父を今一目見奉らばやとおもふが為也、成親きら  
れさせ給ひなば、命生ても詮なし、たゞおなし露ときえなんとて  
なげかせ給事、流石孝子の志也。故に門脇殿以前に、子はもつま  
じき物哉となげかれけれども、少将、父の事をなげき給ひ、暫小  
松殿の預らせ給ふよしを聞て、手を合て悦ばれる時、宰相殿、  
実に子は宝也、子ならずは、たれかはかゝる時に、身にかへては

思ふべきと(三十四才) 思ひなをされける事、是其身孝の志有徳によつて、うとまれたる人の心をも転じ給へり。故に人として信をもつて事をなす時は、縦詞尽ていはされども、人の心も和ぎ、手をもつてなさゝれども、自然と其事成就するもの也。故に信実の功德高大無辺なり。このゆへに神力仏力、その信実に加る時は、神通奇特なしと云事あらず。易曰、黙而是をなし、物いはずして信有ものは、徳行ををこなふにしかしと云り。

#### 教訓(三十四ウ)

此段、小松殿の諫によつて、清盛、貞能に宣ふ所の評に詳也。其上重盛の忠孝凡慮の判談するに及ばず。故に評を略す。

伝曰、治承元年五月十六日の夜に、能登守教経小松殿へまいられるに、其夜弥平兵衛宗清、悪七兵衛景清、二人の者も参じて大臣へ申上られるは、この比京中の様子を見聞仕候に、一定法皇の御志は、当家を亡さるべき御企と見え申候、其故は、先新大納言殿、近年武具戦術の御用意は只事ならずと見え申候処に、相友なふ者ども(三十五才) 俊寛僧都、西光法師、式部大夫正綱、判郎信房、平判官資行、近江中将蓮浄、山城守基兼等、よる／＼鹿谷へ常々寄合候処に、法皇も時々御幸なる事、是唯事ならずと見え申候、其上京童の口説、似合敷禍言を申伝候、故御思慮有べき旨、各一同に申上たりければ、大臣きゝ給ひ、各申さるゝ条、実に似て実なし、成親兵具を調らるゝ事これ有といへども、一定謀叛なる事知りかたし、兵具を調らるゝに付て、定而謀叛なるべしと推すのみ也。又鹿谷へ人々寄(三十五ウ) 合て、法皇時々御幸なるよし、是も実也といへども、誠に当家亡さるべき御企とのみ定むべき証拠なし、推量はうたがひの心よりおこ

る、疑の心をもつて、事をなす時は、事みな当るべからず、縦其事実也と云とも、いまだ証人なきうち、如何ぞ事を起すべけんや、もしかやうの乱事を企てる人有とらば、猶々其志を信にして、政を正し、士民をしたしむべき策こそ有べきものなれ、されども各、賢もかやうの処に心を付られける条、誠に神妙に存知候、重盛が(三十六才) 常々思量めぐらし候事は、只禅門の御志の不実ならざる様に、次には士民の労苦を濟べき事こそ、昼夜にむねとして、片時も閑事候はねと申されければ、景清謹て申けるは、仰を承候に、誠君のおぼしめされんごときんば、今更何事かさせる乱事の候べきなれども、事はつゝしむにしかずと申候へば、御御断有べき事とは存知がたし、其故は、いまだ関東には流人兵衛佐頼朝など申源氏、其外彼殿原の弟ども、未行衛の死生定がたく候へば、其外源家の郎従どもには、佐殿の一族どもあまた(三十六ウ) 候由、次には近年関東の武士ども、御当家を背志有など承候、かた／＼もつて慮有べき御事、愚案の至に存知たてまつり候と申ければ、大臣きゝ給ひ、汝が申処誠に理に当れり、唯恐へきは関東、貴むへきは法皇なりと仰られければ、景清は涙を流して退出す。又宗清は微笑してさる。其あとにて兩人が事を、能登殿に、大臣問給ふは、今我景清に向て、恐べきは関東、貴むべきは法皇也申ければ、宗清は微笑し、景清は涙をながして退出す、この兩人が心を知や(三十七終才)と問給へば、教経の云、他の耳目有、天の四智有、如何が唯今申べきと申されければ、大臣又微笑して入給ふといへり。

平家物語評判秘伝抄卷第二之上終(三十七終ウ)

## 平家物語評判秘伝抄卷第二之下目録

烽火

新大納言の流され

阿古屋の松

新大納言死去

徳大寺巖嶋詣

山門滅法

善光寺炎上

康頼祝

卒都婆流

蘇武

(白)

## 平家物語評判秘伝抄卷第二之下

烽火

伝日、小松殿、弥平兵衛宗清を召て仰られけるは、謀叛人ども既

あらはれぬる上は、世において子細あらじ、然ども彼に与する者

有時は、其者ども我身の非有によつて、はからぬ疑をおこし、よ

しなき事多かるべし。重盛今つはものを俄にあつむるものならば、

左様のものも得たりがほして、はせ参べし、その時著到を付させ

て、諸侍どもに對面を成てかへすべし、然ば彼うたがひ有ものゝ

心、治る(一才)べし、若ふかく罪有ものは、定て身の上を憚

落行ものも有べし、次には院中の人々も、平家をあなとり給ふ心

ざしやみぬべし、然は天下に弥威勢あらそふものなかるべし、次

には父禪門の心もやはらき給事有べし、然ば急兼ての約束ごとく

て廻文をつかはせと仰付られけるにより、五畿内近き武士どもは、

雲霞のごとくにはせあつまりけり。この時かくれ有謀叛人ども弥  
あらはれ、父禪門の心もやはらき給ふと云り。

評日、権法をもつて仁義をたすくるは良將の(一ウ)道也。然ど  
もこの計略、聖徳をもつてみる時は、よしなきに似たり。但此時

をもつて、又時の上下の心をとつてみる時は、是時に応じたる權  
謀たり。爰によつて一つの眼の付べき所有。小松殿兵をあつめ給

ふに、上下せつなの間にはせあつまる事、是何をもつてか、なし  
給ふぞや。人の心かたふかざる時は、いかに相図のしるし有とも

はせ参べからず。人を集るに心をもつてす。心をとるには恩をも  
つてすべし。恩とは人に物を施のみにあらず。仁ををこなふに有

仁とは天をもたのむべからず。古の聖人にも(二才)たくらぶべ  
からず。たゞ人々の身に応じ、有所の、時の仁を守りおはしませ。

小松殿、軍兵を、あつめさせ給ふに付て、入道禪門おどろかせ給ひ、  
何とて内府は軍兵をば集けるぞや、今朝是にて申つるがとくに、淨  
海に討手などもやむけんずらんと申されける事

評日、凡天下国家を治るものは、先己を正して、次に人をするに  
有。よく人を知時は、それ／＼の才能に應じて、其官職を授、世

の政を司どらしむ。故に政道たゞしうして、天下平也。人を  
しらざる時は、官職人におうぜず。くはん(二ウ)しよく応ぜざ

る時は、政正しからず。書日帝王の徳は人を知より大きなは  
なし、人を知則百僚任職天工もはからずと云り。然にこの入道

殿、わが子をさへ知給はずして、親に討手などもやむけんずらん  
など思はれける事、愚と云に足らず。故に清盛の政みだりがはし

きにて知べし。筑後守貞能が是を承て、人も人にこそより候へ、  
小松殿においてはさやうの事努々候まじ、今朝是にておほせられ

ける事をも、はやくやしくこそおほしめされ候らめと申けるは、大臣を知たる者なるべし。さればむかし、(三才) 蜀の大将劉先主、魏国と戦負て、呉国へ落られけるに、劉備、臣下の亮明をめて、呉の孫権をたのまんとおもふはいかにとはせ給へば、亮明申けるは、臣ひと、せ孫権にまみえし事有、面相をみるに、必人に降ざる相三有、必魏に降参すべからずして、戦をなすべしと申ければ、然ば汝行向て、其旨をたのみ、こしらへてみよとて、亮明をつかはされたりければ、はたして孫権喜悅して、魏と戦ひけると云り。故に明将は軍用をつたふるにこの伝を専とすると見えたり。この殿に古より(三才)三種の秘伝有と云り。口伝

#### 新大納言のながされ

六月二日の日、新大納言成親卿、流罪に行るべきに相極ければ、公卿の座に出し奉つて、御物参らせけれ共、胸塞て御箸をだにも立られざりける事

評曰、凡良将国を争て、其機未あらはれざる時は、敵に交をなすといへども、其志うちにくく納、外にはいかに愚なる体をあらはし、内に明成謀をめぐらし、事既頭し用るに至ては、四海を明に察し、其威を天下に振、是則良将の道也。縦其謀あらはれ、敵の為にとりことなる(四才)といへども、未我志を遂ざる間は、縦むねをさかるといふとも、其心底を顕すべからず。いかにぞ其有様をとりみだすべけんや。たとひ取みだして斗方をうしなふ気色有と云とも、是亦策成べし。然に成親、兼ての誓、露給ひ、かゝる身とならせ給ひ、公卿の坐に出て、食に向て箸をさへとりえ給はざる事、はいかにぞ大事を計良将と云べけんや。以前に評することく、成親の心中全謀にもあらず、只

偏に死を愁、別を悲給ひて、斗方を失給とみえたり。されば昔、呉、魏の兩國たがひに(四才)国を争て、戦をいどむ。然ども魏国大軍なれば、たやすく勝事かたし。故に呉の孫権の臣下、偽て魏国に返忠をせん事を申つかはしければ、魏の将是をきいて、謀なる事を悟て、其使を禁て申けるは、呉国にて長臣、孫権が心にたがひ、閉門するよしを聞より、定而か様に申来るべしと、兼てより相待処に、何として遅まいりけるぞや、中々汝等がごとくなるものに、たばからるゝ我にあらじと申、既死罪におこなはんとする時、彼使に参たる武士、から／＼と笑ければ、魏の将申されけるは、(五才)いかに汝、我をたばかりに来るほどの者ならば、定而呉国にてもすぐれたる勇士にてあるべきかと思ひしに、さはなくして、汝ほどの臆病ものをつかはしける事よ、いかにと云に、人の死する時は、憂事人間の本心なるに、今汝却て笑事、是本心をうしなひたるものと申ければ、呉国の使、其時に眼をいかつて、魏の大将をにらまへて申けるは、侍の死期に臆病と云るゝ事、是口惜き次第也、我も死のかなしき事、全忘たるにはあらず、然どもわらふべき事有時には、死期と云とも笑まじきや、弓箭をたい(五才)するほどの者に、あたはぬ恥辱をかゝせんと欲るものかなと申ければ、魏の将申けるは、只今死期にのぞんで、いかなればさほどに笑事有けるぞやとたづねければ、使申けるは、たゞいま申て無用の事なれども、侍の恥を与られん事、口惜きに申者也、我今此死にあふ事、さりとは笑べき事也、故いかなとなれば、天下に大きな三人のまどひもの有、其故は、先是ほどの大事を、御辺のやうなる疑多き人をしらず、この事を申つかはすわが主、是大なるまどひもの也、又御辺うたが

ひの心を生じて(六才)跡かたなき心を実として、我をころす事、是又類なきまとひもの也、かゝるまとひ人の所へ、まどひ人にたのまれて使に来る我、取分大なるまどひ者也、故に大のまどひよりして、先に亡ぬれば、次のまどひものも、頓て亡べし、世に人の死するならひ多しといへども、わがごとくなる死をなす事、類あらじと思へば、計ず一笑をなして、只今御辺に恥をあたへられし事、口惜き事に存といへども、かゝる身なれば力およばずと申ければ、魏の将是に心を翻されて、其使をかへし、謀にのせられ、(六ウ)戦に負たるためし有。されば是ほどの智有敵を首の坐になをりてだに、たばかりたるためし有。成親卿ほとの人、かつて敵を計心得なく、愁におぼれ給事、この心ねにて、かゝる大事を思召給事、誠に自滅のしるしたるべし。故に後世の武将、おろそかに心得給事なかれ。

成親卿、難波次郎をめして、我方様の人や有、一人尋まいらせよ、舟に乗らぬさきに、云をくべき事有とて、たづねさせ給ひける事評曰、この時に至て、いづれの事をか云をかるべき。定て妻子に名残のおしきとの事なるべし。愁(七才)成事云ちらし、妻子にもいやましの嘆をかさね、世上にもあざけりをうけ給はんより、事なくして舟に乗給はんこそ目安かるべけれ。かやうの時にこそ、人の勇も不勇も顕るものなれ。兼て思ひ忘る事あらば、経遠をたのみ云つかはさるべき事也。然に舟にのらぬさきに、いひをくべきとは、聊心得がたし。都を出給より以来、舟にのらせ給事定れり。然にこの時に思召いたされたる事は、惣じて此人、天性臆病なる故也。かゝる難に逢給ひて、愁にしづみ、本心をくらまし給ふによつて、時至云べき事をも云ず、過ぎる事のみ悔給ふ

と(七ウ)見えたり。故に武士たる者は、平生其志を正しくして、実の勇を習べきもの也。されば武の志、いかなる者も、事なき時は臆病を働じと思事は、よのつねの人心なれども、信実の勇なきが故に、時に逢ては、みな常の志変じて、其名穢事とみえたり。是併武門の本意をしらざるが故に、其志常に小人にして、一向名利をむさぼり、欲めでん事を思ふが故に、外に偽かざる心有。故に血氣一へんの勇のみにして、義よりおこる勇にあらず。故に武たる者は、義の道をよくしる時は、勇は自然と其内にそなはり有べし。然るに(八才)末世の人、常に眼をいからかしめ、臂をはり、言葉ふつゝかにして、すね／＼しきを、勇を好と思ふ人有。或は又仏神を蔑になし、当世の風俗にかへり。衣類の紋、色、又は太刀かたなのかつかうをこしらへ、髪髭のそりやうをもつて、其身の勇をかざる人有。かやうの者は、外のみ勇にして内必臆病也。されば天地の理、外陰なる者は、内かならず陽也。内陽なるものは、外必陰也。故に外専勇をかざる人、多分内臆病なるもの也。さあればとて、又人の形によりて恐るゝ事なく、謾事なかれ。是天地の常をのみ云て、勇の本意を(八ウ)しらしめんが為也。仁、義、礼、智にくらからざるもの、其道の厚薄にしたがつて、勇義そなはり有べし。然に成親卿、この時に至まで、曾勇成気色あらはれず。かゝる人にて、いかんぞ天下の大事を遂給ふべきや。末世の人々は是を了見御座。

## 阿古屋ノ松

入道相国は、福原の別業におはしけるが、左衛門成澄を使者として、門脇殿のもとへ云つかはされけるは、其に預置たる、丹波少将を、いそぎ是へ給候へと宣つかはされたりければ、力およばずして、



少将をよびむかへられ、この上は某、世をすてんより外（九才）べちにせんずる処もなし、縦いづくにもおはしませ、わか命のあらん限り、見届参すへきと申されける事

評曰、仁義智を兼たる詞なるべし。いかんとなれば、一には少将の嘆、又は諸人のかなしむ所を助おはします心得有べし。然ば仁の端と謂べし。一には、少将、我輩なりといへども、我家を亡べき謀叛有人の子なれば、たのもしく云なしてつかはさるゝ事、智の理なるべし。三には、心の及所を、入道へも申つれども、この上は某、世をすてんより外、別に何事か有べきと申されけるは、義を知たるに当れり。故にかゝる人に向ては、（九ウ）ふかき心得有てつかはすべき事也。後日に策の便多からんもの也。世におちぶれ、難に逢人をば、小人のくせとして、きのふ迄敬し人をも、今日はいやしめ、今朝までしたしき中をも、忽にうとんずるが故に、後日にいかんともすべき便を失もの也。このゆへに、後世の人、時々道有事をさとりに給へ。

或時、少将、兼康を召て、是より父大納言殿の御渡有ける、有木の別所へはいかほど有けるぞと問せ給ければ、兼康、有のまゝに知らせ奉らん事、あしかりなんとや思ひけん、偽て申けるは、是より（十才）有木の別所へは、片道十二三日路と申ける事

評曰、兼康小智のものたり。いかんとなれば、凡物の方図をしらざる物也。先この少将五歳三歳の人にもあらず、既壮年に及給人なれば、大かた国の方図をば知給ふべし。其人をもかんがへずして、かく申ける事、愚なる事成べし。譬十善の帝王は、深宮の中にましますといへども、諸国の分限を知給ふ事は、掌をみ給がごとし。如何となれば、先代よりの書々、又絵図にしるしあら

はすによつて也。故に二千里の外古人の心と云て、歌人は居ながらも名所を知事有。然に（十ウ）過分の事を申出し、少将に其心をさとられ、却て面目を失もの也。若兼康、心有時は、たゞ少将をはかりすかすに宜かるべし。故に少将への返答に申べきは、さん候、有木の別所へは、纔五六十町と承候、誠にほど近き事に候へば、御対面こそおはしませと云とも、御文の便などは、苦からざるやうに存候へども、父の卿、御謀叛故、一旦遠流の御身とならせ給ひ候上は、ふかく大政入道殿の心かねさせ思召様こそ然べく候へ、御父子の配所、かほどに程近くおはします事、是終には、あしさまに思召さざるしるしなれば、定て近きうちには（十一才）御帰洛の御使にぞ参候べし、兼康かくて候上は、不肖に候とも、御身のつゝしみふかくわたらせ給事ども、時々都へ申上候べし、其間是有木の別所への御音信をも、思召とゞまらせ給ひて然べきよしを申時は、詞には礼備り内には智謀の心得にもかなふべし。其上かゝる人なりとも、過にし身の誤を翻し給時は、さのみ害したき事にあらず。仁心有もの、いかんぞ敵なればとて、たゞむきには是を亡べけんや。然ば是兼康が智の足らざる所にあらずや。次には平氏の成敗理にあたらざる誤あり。かゝる謀叛人（十一ウ）を、程ちかく流し置事、大なる非也。若時至て謀をめぐらさんには、ほど近き時は其便安し。故に讐有者を流す時は、杳に所をへだて流すべきもの也。東国の人ならば西国、南方の人ならば北国へ流すべき事也。其上左様の者をながすに、其国其所の地頭目代によく、故有、彼流人と、其所の地頭と、意根有べきものゝ国郡へながす時は、禍なきもの也。次に配所の、所なくして、同所に流すべきもの、多き時は、人の智を鑑て、智の愚

なるものと、智有べき者と組合（十二才）て流すべし。才智有もの斗、一所にあつまる時は、身の詮方なきまゝに、却て又はからぬ禍をたくみ出すもの也。さうじて、罪有て人を遠流するといふとも、妄に捨置、是をむなしくする事なかれ。人の讒言と云事、世になきものにあらず。罪なきものを流しをき、徒に殺時は、必其報、一度その身に有物也。又遠き嶋に流し置たればとて、妄に心をゆるす事もすべからず。故に謀をめぐらし、其流人の心ねを勘て、其ものゝ心ねに、未たくむ事有としらば、速に殺すべし。古より、流（十二ウ）をきたる者に心を緩して、却て害せられたる事とも、異国は申に及ず、日本においても幾数多し。故に後世の人主、心をめぐらし給ひ、人を遠流し給へ。

#### 新大納言死去

去程に大納言の北方は、都の北山雲林院の辺に忍ておはしけるが、宿所には女房侍多かりけれども、一人もとひまいらする者なかりける事

評曰、以前にも評するがごとく、是皆成親の不徳なる故也。常に安きに居て危を忘れ、自の驕を長し、下の苦をいとほざる人は、縦一（十三才）天の主なりとも、時至てはかく有べき事なり。それ人の心、なへて利慾を貪事深し。故に君たる人、身の私をしりぞけ、自分の驕に財禄を費ず、たゞ下を憐恵時は、人其受たる所の恩を破る事叶ざるもの也。故に良将は、人を用るには、官と禄とをもつて、人の命をとりしたがへり。如何となれば、其官禄を蒙たる者、其恩を背時は、天是をゆるし給はず。故に人も亦、其そむくものを不義なるものとなすがゆへに、終其身をほろぼす災来れり。この故に人自然と其理を知て、恩のため

（十三ウ）には我命をもつて報ず。是即良将官禄を以、人の命をとりしたがゆるにあらずや。故に太公望も、この道をふかく秘し、其人を待処に、周の文主是をたづね求、兵道を伝受し給へり。故にこの三つのものを兵道の三権と云也。是をよく用る時は、争国したがひ、戦敵ほろびずと云事なし。然に成親ゆめにもかゝる心得なき人なるによつて、いま又かくのごとし。故に謹でこの権道をまもりおはしませ。

或人問曰、三権の太要如何。答曰、禄と死と官（十四才）と是也。問曰ねがはくは其委細を説給へ。答て曰、甚深書につくしかたし。然其末世の為に其あらましをしるす。爰によつて道の至情をさとり給へ。

#### 第一

官を授る事、其心智の浅深によつて是を授時は、位高重にして礼法みだらず。官はそれ礼の助也。凡百官悉上に有て下を恵を礼とす。下位に有てかみをたつとむを敬とす。礼盛則、国王威重し。将威有則、士卒法にしたがふ。故に備全して戦たびに利有。是を（十四ウ）賞するに、心智の忠には官職を授て、其忠功を賞す。気力の忠には禄を与て其報を示。是位を進るの権法也。官々たる時は礼成、礼成則威成、威成則義成、義成則死成、死成則戦に利有、戦に利有則、終に天下を保。故に太公曰、官等権をもつてすと云。

#### 第二

禄権。禄は是敵を亡の毒薬、兵を得るの良薬也。如何となれば、凡古今の合戦、古今の訟、悉利をあらそふ故にあらずや。それ人の恩に重しとするは、禄を施にしく事なかれ。禄恩おもき

則、下是に報に死をもつてす。爰を（十五才）もつて禄を用るの深要を知て用るときんば、敵を亡し兵を得るもの也。故に国王民をくるしめ、金玉を責取事なかれ。それ金玉はたみの骨肉より出たり。民の骨肉を王宮に集る時は、天下飢饉の始、国をうしなふの元なり。たゞ是金銀を得る本源を求て、是を天下の重宝とす。常に王宮にみてん事を要とすべし。其本源の宝三つ。一に云善正の士、二曰安民ノ政、三曰自制の法、この三つのもの、天下を得るの法也。天下の用財三つ。一云民、二曰巧匠者、三曰商人。是を国の三宝と云。民安（十五ウ）ければ粮多し、巧匠安ければ用具多し、商人やすければ珍財国に満。この三つのものを失ふに故あり。上に糧を奪ひ積事を欲すれば、たみかならず苦み走。上に金銀を愛する時は巧匠職を怠る。上に財をあつむる事をさきとすれば、商人国にいでん故三宝自然に国をさつて、その志を得ん国にあつまる。三宝を得るに法有。正道明了の臣をもつて、上一人の心に密して、下万民の謀を同する時は、天下を保事久し。天下を保事全ければ、金銀珠玉は元天下にあり。故天下を一の蔵とするを、禄を修するの権とす。此権等（十六才）則、たれか是に敵し、何者か是に随はざるべけん。故に兵を用るの権、是をもつて上とす。太公曰、禄等権をもつてすと云。

## 第三

死権。それ人の命は、是諸宝の主也。如何となれば、もろ／＼の宝。悉主あり。しゆの主たるは是人の命にあらざや。宝を愛し、宝を得、宝をうしなふも、又是命也。其命なきに至は、金銀、珠玉、美女、宝剑、殿舎、駿馬、一つとして愛すべき益なし。故に重して貴べきは命也。然といへども官恩を高く、禄恩を（十

六ウ）厚する時は、所在生命其恩の網を通る事を得ず。義を守り功を尽て終命を重恩の下に失。かるがゆへにこの三つの物、重せずんば有べからず。上官禄を軽じ、心愛の順なるに任て、忠なき官を授、心愛の逆なるに任て、功あるをも賞せざるときんば、士卒必忠功に賞なきを知て、難に至て守らず。戦ふ時はすまらず。急なる時は走北。軍法曰、愛ども不義を賞せず、憎ども忠功を賞云。故に賞罰かならず正道を貴。政不信にして殺罰をもつて兵を制する時は、外には恐る気色有といへども、内に背曠あり。（十七才）故に士卒難を救ず。是をもつて太公曰、死等をもつて権すと云り。

伝曰、入道清盛、子息の重盛に宣けるは、今度の謀叛人ども、一定当家をほろぼすべき企有、然に是等を其まゝに生しをきなは必又大事有べし、一々に首をはね洛中にさらすべしと宣ひければ、重盛聞召、仰尤には候へども、思召も御覽候へ、この事昨今の用意にもあらず、定て久敷企にて有べく候へば、いづくにかやうの者か与し候も存がたし、其上今ほど、当家に従有武士の中にもこの（十七ウ）事に心を通したるもの候べし、然を一々に死罪に行れ候はゞ、逆而も遁ぬ身の上と存、又はからぬ禍出来候べし、故にしばらく遠流せられ、其上にて罪の軽重をたゞされ、死罪にをこなはるべしと申されければ、清盛尤とて、一往流罪にしよせられけれども、跡より追々に申付られ、死罪に行けると云り。中にも新大納言は、重盛の為にもしたしき縁者の事也。又門脇殿にも、この人の子息、丹波ノ少将を賀になし給ひければ、清盛率尔に殺給ふ事叶ず。故に難波ノ次郎に申付られ、ひそかに隠（十八才）して殺し給ふといへり。

評曰、尤成親卿を殺事、清盛の為には理有といへども、是又君子のなす道にあらず。その身正しくして其家治り、夫下の武士の心をだにとりかたふけ給ふ時は、此人恐べきにあらず。但又この人を殺して、其威天下にふるふべき心得有か。又は天下の民喜悅をなすべき理有時は、縦是ほどの罪にあらずと云とも是をころしても可也。然に清盛、成親を殺すといへども、平氏の世治ざる時は、是皆非道の刑となり。故に罰、軽々しく行事なかれ。(十八ウ)

## 徳大寺 巖嶋詣

爰にとくだいしの大納言実定卿は、平家の次男宗盛卿に、大将を越られて、暫世のならん様をみんとて、大納言を辞して籠居しておはしけるが、出家せんと宣へば、御内の上下みな嘆悲けり。其中に藤藏人太夫重兼といふもの、この事を諫て申けるは、清盛はさうじて物めでし給人也、其上安芸のいつくしまをば、平家あがめ奉れば、彼社へもふでさせ給ひて、大将の官を祈せ給ひ、清盛にこの事をしらせ給ふときは、必御望かなひ候へしと申けるに付、(十九オ) いく嶋へ参詣有ける事

評曰、凡天下の大将の官に至る事、異国本朝とも是、則闕の官なれば、帝王へ大道を伝奉る人を、此官となせり。故に是を諸官の棟梁とす。大政大臣、左大臣、右大臣、この二官は三公の官とも云也。自余の官には職有といへども、この三官には所職なし。されば神代に天照大神宮のみことのりをうけて、天児屋根命と、天太玉命、左右扶翼とて、両のつばさのごとくましくて、世の政をたすけ給へり。其後人皇の始、神武天皇の御宇には、天種(十九ウ) 子命、天富命と申て又左右の相と成給へり。上古には、大臣と云号なかりけれ共、今の大臣とひとつ事也。其後人王

十三代成務天皇の御宇に、始て大臣ノ号有。是みなよのつねの凡人をもつて、この官になすへきことにあらず。然に徳大寺殿、此時に当て、平家に家階を越られたればとて、いきどをり給ふ事、是小人に近し。国道有時には、無官無禄は恥とも謂べし。くにみちなき時は、道を行人無官無禄ノ事、さのみかなしむべからず。今この平家威勢に任て、高官大禄の身となり、(二十オ) 例なきふるまひをなす時、いかんぞ智徳有ほどの者は、是をうらやみ思ふべけんや。徳大寺どの、君子の徳おはします人ならば、先第一にその家の名にも、徳大寺と名を付有ゆへは、縦徳大きにこそあらずらめ、少き徳もなき事を嘆き給ふべし。次には其身に徳有人ならば、今此時に当て、王道衰疲し、平家無道を長じ、天下苦いたむ事こそなげき給べけれ。一向しる心得なくして、不徳第一の宗盛などに、家階を越られたる事をいきとをり給事、是小人に近き人にあらずや。あゝかなしひ哉。(二十ウ) 世々の人かゝる事にあふては、必勝道有事をしらす。よしなき事を思ひはかり、却て其家其身を滅事多し。易曰、黙而是をなすと云り。物いはざれども我心を通ずる道有事をしらざる時は、人間に生れ出たる証にあらず。然に徳大寺殿、いつくしまへ参詣有事、みな神をうやまふ礼義にあらず。然ども新大納言成親卿よりは、杳にまされる人なるべし。さればこゝにて物いはざれども、其事をなしたるに、少は相似たる事有。いかんとなれば、先新大納言は、宗盛に(二十一オ) 家階を越られたるに付、謀叛をたくみ給ふに、徳大寺殿は、けつく大納言の官を辞して籠居せられ、其上出家入道をせんと思はれければ、其心根大きにたがふ事有。然に新大納言の謀叛あらはれけるに付、徳大寺殿 弥徳有人に成給ふしるし有。是によつて

平家なにとなく、徳大寺殿を憐み思ふ事有。又然故に、清盛の好所の気情に随而誓をおこされける事、是又自身の企給所にあらず。重兼来て諫ければ、自然と其徳をたすけ来にあたり。故に(二十一ウ)其諫終にかなふて其願を満給へり。いかに此ばかりことを用給ふといふとも、徳大寺殿に、その徳と、其道理なき時はかなふべからず。故に末世の人、然故をしらずして、かやうの謀をなす時は、かなひがたき利をも得る事有など思事なかれ。その上この諫さへ、未天理の本義にあらず。故に後世の人、この所によく／＼心を付、徳をもつて身をおさむる時は、天もあざむき給ざる事を悟給へ。

伝曰く、藤藏人太夫重兼は、多田ノ満仲家伝の(二十二才)兵書を相伝、計謀の源を發明せしもの也。故に或時重兼、徳大寺殿の志を察し、夜に入てこの計謀談ずるに、しげかねが曰、当家禅門の気情をあんずるに、順心大きにふかし。故に又背時は、誓念深し。是たよるべき誓の道也。故に自愛し給ふ所に随て、是を愛するものは、其身陷事をも省ずして、其志を補人也。今巖嶋を信敬し奉るものとだにいへば、悉皆善人なりと思ふ故に、今天下の武士其志に随て、心にも貴ざる巖嶋をうやまひ奉り、様々の社具を造立し奉(二十二ウ)この入道の心をかたむくる事、是世に明也。故に君も今この誓おはしまさば必可ならんやと申ければ、大納言殿、即この計略おはしけるによつて、果て本望をとげ給と云り。是実に重兼が案のごとし。史記ニ曰、水を鑑者面之容を見、人を鑑者吉凶を知。凡国を争敵を計事、必先其情を知事なければ、謀敵に応ぜずして、大計みな徒事と成て、却てみかたの害を生ず。故に異国にも、良將

此道を秘蔵。志の士を求て、是をつたふると見えたり。況本朝にも、良將たる人、皆此道をつたへ来る。故(二十三才)謀を用る事通力自在を得たりと見えたり。是軍旅の大秘術たるべし。伝有

#### 山門滅亡

さるほどに法皇は、三井寺の公願僧正を御師範となされ、真言の秘法を伝受せさせおはしまし、九目四日にみゐでらにて灌頂有べきよし聞えければ、山門の大衆いきどをり申けるは、昔より御灌頂御受戒は、みな当山にて遂させ給事先規也、然るをみるでらにてとげさせ給ものならば、一向に寺を焼払べきと申ける事

評曰、それ仏法は天竺の王道にして、無欲の(二十三ウ)行ひを専として、世を治る事をなせり。大唐は儒道をもつはらとして五常をもつて天下を治たり。日本にては神道を専として四海をおさめ給へり。然に漢土へ始て仏法のわたる事は、本朝の垂仁四年にあたり。日本へ仏法のわたる事は、人王三十代欽明天皇の御宇に、百濟国より仏像わたるといへども、仏法世に広まる事は、聖徳太子より以来也。然に太子天下の摂政にておはしまし、礼義官職の道をもたがへ給はずして、仏道を世に広め、末世濁乱の衆生を救給へり。然に法皇日本の本意(二十四才)を失給ひ、神道をあがめ給はざる誤さへ多し。其上天理本然の五常をも専となし給はず。みな是正道をあざむき給ふ罪有。縦仏法を専となし給ふと云とも、聖徳太子の立させ給ふがごとくに、其志大仁を専となし給ひ、礼義官道を正して、天下万民の為に、仏道を行じ給時は、よろしかるべけれどとも、一向その御心ねなく、愚癡暗鈍の尼入道のごとく、後世菩提の営也とて、死して後の其身の為と

のみ思召によつて、礼義の道にもかなはず、十善の大祖たる身の出家沙門の行を学給ふ事、いかんぞ天道の本意(二十四ウ)とはなすべけんや。たとひかゝる事も宜からざる道なりとも、先例にまかせ給時は、山門にて執行せ給ひてこそ、本意なるべけれ。山門は先年明雲僧正の意根より、思召すてさせ給ひて、例を背て、みみでらにて行せ給ふ事、是又仏道の本意にもあらず。仏法は意根讐念をすて、柔和忍辱をこそ専とするとは、仏も是を説置給へり。故にこの段法皇の御誤、挙て評するに足らず。又山門の大衆、山門にて灌頂行せ給はざる事を、憤ける事、是又云に足ざる僻事成べし。己が道をばみだり、人の非を改事(二十五才)是又我山の仏法を思ふにはあらず。たゞ利慾を争志故也。山門の評、前に詳也。故こゝに略。

山門には堂衆、学生不快の事出来て、合戦度々に及。毎度に学侶うちおとさるゝ。山門の滅亡、朝家の御大事とこそ見ゆれ。堂衆といふは、学生の所従なりける童部などの法師に成たる也。又は中間法師ばらにて有けり。然に一年金剛寿院の座主、覚尋僧正の時、三塔に番をつとめ、夏衆と号して、仏に花など進せし者ども也。然を近年行人とて、大衆をも事ともせず有ける故に、学生の方より、公家へ奏聞申、武家へ触訴(二十五ウ)る間、是によつて入道相国、院宣を承て、紀伊ノ国の住人、湯浅権守宗重以下、幾内の兵を二千余人相そへて、堂衆を攻られけるに、官軍利をうしなつて、又このたびも堂衆かちける事

評曰、堂衆学生にしたがふことは、学生仏道を本として、如来の心法を学が故に、是を貴として、堂衆、学生をあがめしたがへり。然に末世に至ほど、学生といへども、仏道を行ずる事なく名

聞我慢を事とし、遊興利欲を本とする事、唯世俗に等し。故に堂衆是を軽じて自従ず。然を学生方この理をしらず、徳なき法師の仏(二十六才)ぶり、恩なき主の、目にかどするに等くして、堂衆をしたかへんとするによつて、弥堂衆憤背けり。故にこの乱の源は、学生がたの無道よりおこるもの也。其上沙門として、弓箭を帯して、人を従んと欲る事、是学生、如来の本意を失たるにあらざや。然に王道にもこの心得なくして、官軍をくだされ、又清盛軍兵をもつて是を責させ給ふ事、是大きな不覚たるべし。たとへ軍兵をむけらるゝといふとも、其軍兵にて、其乱をしづむる時にはよろしかるべもれども、剩討負て引退事、是重々の誤ならずや。故(二十六ウ)兵法、敵人の気を察し、勝負の道理を勘尽して、かつべき道理を味方に得て、次に兵を出すもの也。故李靖曰、人を致して人に致されずと云り。この故に清盛良將の兵法を知人ならば、いかにも両様をなだめ、中人となつてくはぼくをつくるはるゝ体にもてなし、其中にも堂衆のみかたとなる気色をなして、かれらが気をうはい取、其長本ものをより／＼なつけて、様々の謀をめぐらし、いかにもかれら油断有時分を見合て、是を取ひしぐ時は、戦ずして勝事全かるべし。譬昔もろこし晋の国に、夷起て度々(二十七才)戦を好。然ども晋国も輒敗られず。又夷も輒攻落しがたし。或時晋の大將、夷のたてごもる城郭十里近くに、多の倉庫を造ならべて、三十日の間、毎日兵糧財宝を付ならべて入る様にして、是をみせける故に、夷是をみて、過半城を出て是をとりむかふ。故に晋の將、兼てより両所に相図を定て、其間を立切急に責けるによつて、終敗られたり。剛敵をば、かやうの譬なき時は、必責がたきも

の也。故に松も譎奇にあらざれば、剛を敗り、奸をそこなひがたしとも云り。謀を先にして、戦事(二十七ウ)を後にすると云り。かやうの策、有時は、今の堂衆も輒かるべけれども、清盛、然思慮なくして、力をもつて、是を攻給ふ事、愚と云にたらず。其上かゝる山城を責る事は、第一に水の手をとゞむるにしかじ。喩、其城に出井有時は、ほりこと云ものをもつて、其城内の水筋を勘させ、道を堀入て、龍こしと云ものをもつて水をかへ出す時は、其城内の井水尽もの也。又堀井など有時は、其井の筋にほりいらせて、中よりして其井を埋さすべし。又かけひをもつて水をとる時は、其樋をきりおとすべし。(二十八才) 其樋を切おしたりとも、其上の水あふれざる時は、別にかくしび有と思ひて、たづね求て是をきりおとすべし。其外兵糧ぜめなどすべし。兵糧攻といへばとて、強敵の兵糧のつくるをのみ待にはあらず。先敵の糧の道を邀、次に城中へ足弱を入、次に糶などを送らせ、つぎに間士と云ものを入れて、謀をもつて城中の兵糧蔵を焼せなどすべし。其上山城を責に、七種の秘術有。くはしくは、おくにするす。かゝる故なくして、山城みだりに攻る事なかれ。

#### 善光寺炎上(二十八ウ)

評曰、天下の政悪、必世に兵乱おこらんとては、靈仏靈社、炎上するもの也。故に七種の禍有。一には神社震動し、二には旗雲、ほうき星、三には異形のもの化生する事を世上にとなへ、四には、水、山となり、山、水となり、五には竹木にやまひ出来、六には民家に放火重、七には牛馬病死する事有て、必兵乱世起もの也。今この善光寺の炎上、実には兵乱のしるし、つゝしむべき事也。いかなとなれば、悪政は善事を害すもの也。故に神社仏客の善所

先滅て、其悪相をしめす。故 礼記曰、(二十九才) 国家将亡、妖孽起とも云り。本田善光、如来に相奉、信濃国に倡進せけるに、昼は如来を負奉り、夜は如来におはれ奉つて、香の山路を安々と下りける事、実に仏力の不思議、さも有ぬべし。この理を知らんものは、負事もなくおはるゝ事もなし。しらざるゆへには負事もおはるゝ事も有もの也。但又、悟の上には、十方の衆を負力有。これ又威神力をもつておふを云也。故に伝道の人をば、有力の大人とも云り。このゆへに神力仙力広大なる事有事をさとり給へ。(二十九ウ)

#### 康頼祝

去程に鬼界が嶋に流れける、平判官やすより、周防の室積にて出家して、法名をば性照とこそ付たりけれ。その時一首の歌に

終にかく背はてぬる世中を疾すてざりし事ぞくやしきと詠じける事

評曰、康頼遁世、まことのとんせいと云にはあらず。罪科遁かたふして、身のやるかたなきまゝによつて、出家するもの成べし。

然共一首の歌に、終にかく背きはてぬる世中をとくすてざりし事ぞ悔きと、つらね(三十才)けるは、過にし世を悔たるに似たれども、元来出家を望める人にはあらず。元来出家を望める人ならば、何の思出の為にか、よしなき謀叛には組すべけんや。終に世を背と云に、さまゝの心得有ぬべし。或三界輪廻を恐て、徳をもとめんが為に、出家遁世する者有。是をまことの遁世、真実の出家とす。或述懐によつて世をそむくもの有。又は愛執恋慕の道より、遁世するもの有。又は報恩の為に遁世するもの有。今康頼の遁世、仏果菩提の為を思ひ入たるにはあらず。然共よしなき(三十ウ)望をむさぼり、かゝる身にてもはかなき頼を思はんよ

り、一向に思ひとゞまり、世をのがれたるこそいみじかるべきものなれ。

康頼、そとはを作て流されける事

評曰、やすよりそとはを作て海にながし、南無帰命頂礼梵天帝釈四大天王堅牢地神、王城の鎮守諸大明神、別しては熊野の権現、安芸大明神、せめてはこのそとはを、一本なり共都へつたへてたび給へとて、海にながされける事、是世をそむき、出離の道を守人にあらず。さればこそ以前に評するがごとく、実の遁世に（三十一才）てなき事をさとり給へ。丹波少将などの、都の事をしたひこがれさせ給ふと云とも、やすより教化してなぐきめたまふべき事也。是いまた心中に恩愛の念ふかく、仏心の観法なきが故也。経曰、十方仏土中唯一乘法なれば、いかんぞ出離を祈、道人さのみ配所を愁べきや。又曰、西方引化の経文曰、去此不遠共いへり。心迷時は浄土も娑婆、心さとする時はしやばも即浄土なれば、鬼界が嶋も、悟てみる時は都なるべし。経曰、娑婆即寂光浄土とも説給へり。又有伝記をみれば、このそとはの事、法（三十一ウ）皇の御謀なりとも。凡天下国家をおさめんと欲時は、世に悪将有て、威、盛なる時は、かゝる偽の道なりとも、一旦もちゐて、彼悪将の威をくちき、天下の窮民をたすくべきもの也。兵法曰、権謀をもつて仁義を助ると云り。故に兵法に三妙四謀を相伝して、威風を天下にふるへと云り。即是兵道の深要也。妄説事なかれ。口伝

平家物語評判秘伝抄卷第二之下終（三十二終才）

## 注

(一) 「翻刻」『平家物語評判秘伝抄』(1) (人間生活文化研究 No. 32、二〇二二) における「略書誌」の〈刊記〉について、以下を追記する。

「田中庄兵衛」は、京都寺町五条上ル町の書肆。「梅村弥右衛門」は、はじめ京都京極通松原上町のちに寺町五条橋詰の書肆。

東北大学附属図書館狩野文庫蔵本の刊記には、「慶安二庚寅仲秋吉旦開板」とあり、底本はその版の求版後刷である。底本の当該丁の匡郭に、継ぎ目が認められることから、尾題の次行以降で版を継いでいると考えられる。

## 付記

本研究は、JSPS 科研費 20K00317 および、二〇二二年度大妻女子大学戦略的個人研究費（課題番号 S2109）の助成を受けたものである。特に翻刻部分については、大妻女子大学の大学院科目「中世文学演習Ⅱ」および自主ゼミによる輪読の成果に基づき、小井土の責任の下に取りまとめたものである。

（受付日：二〇二三年三月二十九日、受理日：二〇二三年四月一四日）



小井土 守敏 (こいど もりとし)

現職…大妻女子大学文学部日本文学科教授

筑波大学大学院博士課程文芸・言語研究科単位取得退学。

専門は中世軍記文学。

主な著書…『曾我物語 流布本』(武蔵野書院)、『流布本 保元物語 平治物語』(共著、武蔵野書院)、『大妻文庫 曾我物語』上中下(共著、新典社)、『源平の時代を視る』(共著、思文閣出版)、『二松學舎大学附属図書館蔵奈良絵本 保元物語 平治物語』(新典社)、『長門本 平家物語』一〜四(共著、勉誠出版) 他

## A Reprint of “*Heike-monogatari hyoban hiden shou*” (2)

Moritoshi KOIDO<sup>1</sup>, Yuka KUSUNOSE<sup>2</sup>, and Akari OGAWA<sup>2</sup>

<sup>1</sup> Department of Japanese Language and Literature, Faculty of Humanities,  
Otsuma Women’s University

<sup>2</sup> Graduate School of Studies in Human Culture, Master’s Program for Studies in Language and Culture,  
Otsuma Women’s University  
12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8357 Japan

Key words : Heike Monogatari, Note, Reprint